

要望書（回答）

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 各総合振興局が開催する「地域雇用ネットワーク会議」に参画するとともに、良質で安定的な雇用の確保・創出に向けて、地域における雇用・就業の実態や企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、毎年「地域雇用ネットワーク会議」に参加し、胆振総合振興局や参加機関と、雇用・就業の実態や対応する雇用対策事業について情報共有しており、今年度は、書面開催し、新型コロナウイルスの影響による地域の雇用情勢や雇用維持に向けた取組などについて情報収集・共有を図りました。

また、苫小牧公共職業安定所の職業紹介状況や市が実施する労働基本調査の結果などを基に、地域の雇用・就業の実態を把握し、就業支援事業などを実施しております。

- ② 商工会議所・商工会と連携して、改正小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」を策定するとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

改正小規模事業者支援法につきましては、小規模事業者の自然災害等への事前の備えや、事後のいち早い復旧を支援するため策定したもので、小規模事業者の事業継続力強化について、商工会又は商工会議所が市町村と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、北海道知事より認定を受ける仕組みでございます。

本計画の策定及び新型コロナウイルス感染症対策を含めたBCP対策につきましては、苫小牧商工会議所と連携しながら、情報収集してまいりたいと考えております。

- ③ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

国の「職場定着支援助成金」は平成30年4月1日より「人材確保等支援助成金」に統合され、従業員の職場定着のため、事業主が雇用管理改善や生産性向上等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出することを支援しており、市では、本助成金についてホームページで周知しております。

また、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目的とする建設キャリアアップシステムについて、関係団体などが集まる「苫小牧市技能士重用制度連絡協議会」において、制度内容を周知し、情報交換を図っております。

- ④ 国や道、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者など若年無業者をはじめ、いわゆる就職氷河期世代（30歳半ば～40歳半ば）への就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、若者や女性の就労を支援するため、若者人材育成事業やなでしこ就職応援事業を実施し、研修やキャリアコンサルティングを受けながら人材育成を図り、その後、職場体験や職場実習をとおして、研修生と企業のニーズを踏まえた就業へとつなげております。

また、若者サポートステーションとの連携を強化するため、行政、保健福祉、教育、就労支援などの関係機関と経済団体を含めた「苫小牧市若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、若年無業者や就職氷河期世代への職業的自立のために情報交換を行っております。

- ⑤ 国や道、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知・広報すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、労働者の権利と義務又は労働条件に関する相談窓口である労働相談「ほっとライン」について、ホームページ・広報・リーフレットやポスター掲示などにより周知しております。

- ⑥ 公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、公共サービスの質の向上や住民の安全な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。

【回答】（財政部契約課 担当）

賃金など労働条件に関する基準については法律で定めるべきとの考えから、公契約条例に代えて平成24年4月に公契約基本方針を策定しております。

当該基本方針に基づき、市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定による発注を通じて、受注者の適正利益を確保することで、労働者の処遇確保を図るとともに、地元企業の優先活用などを通じて地域経済の活性化に努めております。

平成31年4月1日からは、建設工事における配置技術者の途中交代に係る要件の緩和や、現場代理人の常駐義務の緩和を行う事で、建設工事の適正な施工確保と人材の有効活用を図っております。また、建設労働者の確保を計画的に行うなど受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、平成30年6月から余裕期間制度の試行を実施しており、より良い制度となるよう検証を行っておりますので、今後も雇用環境の改善につながる取組を継続してまいります。

- ⑦ 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員の処遇については、正規職員の給与体系との均衡を図るとともに、休暇制度についても国に準じるなど、地方公務員法の趣旨に基づき適正に対応してまいります。

(2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図ること。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、離職を余儀なくされた労働者や季節労働者に対し、短期の就業機会を創出する緊急雇用対策事業を実施するとともに、生活資金を低金利で貸付けすることにより、勤労者の生活の向上を支援する勤労者生活安定貸付事業を実施しております。

（財政部契約課 担当）

本市では、平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査から、格付審査において発注者別評価点（主観点）を導入し、評価項目に該当する事業者に加点をしておりますが、季節労働者の雇用に係る評価項目は設定しておりません。

次期競争入札参加資格審査における評価項目については、庁内の意見を集約しているところであり、その結果をもって判断してまいりたいと考えております。

- ② 建設事業者に対して建設業退職金共済制度への加入を促すとともに、2016年の制度改定による変更点（退職金の支給要件の緩和、移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃）を周知すること。併せて、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業者への指導を徹底すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、建設業退職金共済制度への加入促進月間（10月）など広報とまこまいに掲載するとともに、制度周知をしております。

（財政部契約課 担当）

本市では、入札心得において、建設業者に建設業退職金共済制度への加入を求め、下請業者への周知及び加入指導の徹底を要請しております。また、元請業者には契約の日から1か月以内に建設業退職金共済掛金収納書届の提出を求め、共済証紙の購入状況を確認しております。さらに、工事完成時には下請業者の労働者も含め建退共証紙貼付実績表を市に提出いただき、共済証紙の貼付状況を確認するなど、建設業退職金共済制度

の適正運用を図っております。

なお、平成28年4月1日から実施された建設業退職金共済制度の変更については、市発注工事の契約締結時に元請業者に配布し周知を図ってきたところです。

③ 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求めること。

イ) 雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

短期雇用特例被保険者が失業した場合に支給される特例一時金は、基本手当の日額の30日分とされておりますが、当分の間は暫定措置として40日分支給されます。

市では、全道市長会を通じ国に対し、特例一時金の40日の暫定措置を堅持することをはじめ、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大など季節労働者対策の推進を要望しております。

ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市に事務局があります東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会では、事業所向けに助成金活用セミナーなどの支援をしており、季節労働者に向けては、資格取得などスキルアップを支援し、通年雇用化を図っております。

ハ) 建退共は、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設され、退職金の基準も法令で定められております。

平成28年4月1日からは、退職金の不支給期間について、掛金納付月数が24月未満から12月未満となり、支給要件が緩和されております。

退職金の額については、長期加入者の退職金を手厚くするため、掛金納付月数が12月

以上24月未満の場合、掛金納付額3～5割の額となっております。

(3) 外国人技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護

- ① 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、実習実施者への周知を徹底すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、ホームページで新型コロナウイルス感染症について、やさしい日本語や母国語で情報提供する法務省や外国人技能実習機構を案内しております。

また、実習実施者や監理理団体に向けた、実習生の出入国についてなど新型コロナウイルスの影響による主なQ&Aをホームページにて情報提供しております。

- ② 広域かつ農業、水産業における技能実習生の多い北海道において、的確な実地検査や指導監督を行うよう技能実習機構の体制整備を求めること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が施行され、外国人技能実習機構が設立され、実習企業・監理団体の実地調査や実習計画の認定、技能実習生に対する相談・援助などの活動をとおり、制度の適正な実施と技能実習生の保護を図っております。

市では、外国人技能実習制度について、ホームページやリーフレット等により周知しており、また、技能実習生に向けて、外国人技能実習機構が行う母国語による困りごと相談の案内などを行っております。

- ③ 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知すること。また技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知し、安易な解雇や強制帰国に対して厳正に対処すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

外国人技能実習生の休業も雇用調整助成金の支給対象であり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた特例により、外国人技能実習生の教育訓練も支給対象となりました。

厚生労働省では助成金を活用し、外国人の雇用の維持を呼び掛けており、市ではホームページでその旨を周知しております。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

【回答】（財政部契約課 担当）

例年10月中旬に実施している次年度予算説明会において、委託業務における人件費部分など、各種業務の予算積算において最低賃金額を下回ることが無いよう周知しており、最低賃金額の改定決定時や適用開始時においても庁内周知を実施し、最低賃金の履行の確保を図っております。

なお、法令の遵守状況については、一義的には各法令を所管する監督官署が行うべきものと考えますが、本市の委託先における法令違反等を把握した場合には、その内容等に応じ、是正指導や契約解除、指名停止措置などにより適切に対応してまいります。

2. 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

- ① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、地域住民や多様な関係者と協働し、苫小牧市における地域支援事業に取り組んでまいります。また、要介護認定の適正化や介護給付費通知の送付など、介護給付費の適正化に向けた取組を継続するほか、介護を行っている家族等からの相談に対応し、介護の方法を伝える、必要に応じて関係機関と連携する等、家族介護支援に取り組んでまいります。

- ② 切れ目の無い医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

切れ目の無い医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、地域の医療・介護資源の把握等の現状分析及び課題抽出等を行った上で、医療・介護関係者に関する相談支援、情報共有支援等の対応策を実施し、関係機関と協働しながら在宅医療・介護連携の推進を図るための体制整備に取り組んでまいります。

- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる基本チェックリストの運用については、要介護認定を受けるべき人が、窓口の主観的な判断によって除外されることのないよう、明確な運用基準を定めること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

基本チェックリストの運用については、実施要綱を作成し、運用基準を定めた上で対応しております。また、基本チェックリストを実施する場合、窓口等で十分に説明を行った上で実施しております。今後も要介護認定申請や基本チェックリストの実施について、適正な運営に努めてまいります。

- ④ 感染症対策として、オンライン受診や周辺自治体の病院等との連携システムを構築すること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

感染症対策としては、電話やネットでの受診が可能である医療機関が、コロナ禍の影響を受け、増加しております。

連携システムの構築に関しては、現在、介護専門職を含む関係機関と協議を行っているところであり、地域包括ケアシステム構築に向けて有機的な連携が図られるよう、協議を促進させてまいります。

- ⑤ 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

生活援助中心型の訪問型サービスについては、利用者の個別の事情に応じて判断されるべきものであり、単に一定回数以上の利用があったことをもって、その利用を制限するものではないと考えております。今後についても、利用者の自立支援及び重度化防止において効果的なサービス提供となるよう取り組んでまいります。

- ⑥ 認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進める。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

平成30年度より、認知症初期集中支援チーム並びに認知症地域支援推進員は、全国の自治体に配置されております。また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き関係者との連携を図りつつ、地域での見守り体制の整備等進めてまいります。

(2) 介護職員の処遇改善と人材確保

- ① 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護人材の確保に当たっては、これまでもハローワーク苫小牧や市内教育機関等と連携し、人材確保の充実を図ってまいりました。また、介護労働へのイメージにつきましては、毎年介護の日前後に開催している「えがおの花咲く写真展」等を通じてその向上に努めております。

今後も、介護事業者に対し、厚生労働省の策定する「介護雇用管理改善等計画」にのっとった支援を行うとともに、その計画および労働基準関係法令などの周知に努めてまいります。

- ② ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかること。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、国では、社会保障審議会介護保険部会において、介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会を開き、提出書類の削減・標準化など事務の簡素化に取り組んでいるところです。本市においても国の方針に従い、事業者に求める文書の簡素化に取り組んでまいります。また、必要な研修が受講されているかについて、実地指導などの機会に確認・指導を行っており、引き続き指導・助言を実施してまいります。

- ③ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組むこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、北海道では、新型コロナウイルス感染症発生により社会福祉施設等の複数の介護職員が感染し、介護職員が不足した場合に、他の社会福祉施設等から当該社会福祉施設に職員を派遣する介護職員等派遣事業に取り組んでおり、本市も北海道と連携して対

応してまいります。また、本市の社会福祉施設で集団感染が発生した場合には、
苫小牧保健所とも協議しており、保健所の指示に基づき、共に対応してまいります。

3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、市町村地域福祉計画を策定する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

誰もが住みなれた地域の中で、高齢者のみならず、障害者、子どもや生活困窮者など生活上の困難を抱える方が自立した生活を送ることができるよう、地域住民が共に支えあい、助け合いながら安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指して、令和3年度第3期苫小牧市地域福祉計画の策定を進めているところです。

- ② 任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を積極的に実施する。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組む。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

平成27年度から家計改善支援事業と子どもの学習支援事業を実施し、平成28年度から就労準備支援事業と一時生活支援事業を加えて4事業全てを実施しております。現在、北海道内で4事業全てを行っているのは、当市を含めて4自治体（札幌市、旭川市、北広島市）のみとなっておりますが、多様なニーズに対応するために必要不可欠な事業となっております。

また自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業については、事業間の連携を日常的に行いながら自己決定を大切にした支援に取り組んでおり、引き続き一体的な連携に努めてまいります。

- ③ 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立すること。また、新型コロナウイルス感染症への対応について、平時より高齢の生活困窮者に対し支援体制のあり方を検討すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を市の直営で行っており、庁内外の様々な機関と連携して支援を行っております。自立相談支援機関が主体となって庁内連携会

議を開催し、庁内での情報交換にも力を入れており、新規の相談者数は非常に多い傾向にあります。

また、コロナ禍により、元々生活基盤が不安定だった方々が困窮状態に陥ることも増えてきております。高齢者については、健康面や情報面での脆弱性も抱えている可能性があるため、福祉に限らず、様々な分野で連携しながら支援に取り組んでおります。

(2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

北海道は、平成28年度に多岐にわたる大規模な「子どもの生活実態調査」を北大と合同で実施しており、調査結果は傾向を把握する上で有用であり本市においても参考としているところです。

子どもの貧困対策につきましては、庁内横断的な組織である子どもの貧困対策部会を開催して「北海道子どもの生活実態調査」の調査結果の共有を図るとともに、国の大綱に基づく「教育の支援」を含めた総合的な貧困対策の推進を図ってまいります。

- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

貧困の連鎖を防止し適切な就学のために、引き続き就学援助費申請書の全児童生徒への配付を実施し、就学援助制度の周知徹底を図り、現在の支給基準を維持しながら、必要な援助ができるように努めます。

- ③ コロナ禍にあって孤立しがちな子どもたちに対し、居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、感染防止対策を講じて、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

平成27年度から生活困窮世帯子どもの学習支援事業を委託事業で実施しております。

同事業では学生ボランティアが学習の指導に当たっているため、勉強以外のことについても楽しく話ができる機会が自然と生まれています。例年は学習時間以外にもお楽しみ会なども実施し、居場所作りにも努めているところです。

また、感染防止の取組についても毎回の検温やマスクの着用、室内の換気、ソーシャルディスタンスの確保など、対策を講じながら事業を実施しております。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

- ① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかけること。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準につきましては、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、物価の動向等を勘案した上で決定されております。

また、2018年10月に新たな基準改定が行われ、この基準に従った適正な制度の実施が求められております。

適正な制度実施の観点から、要保護者の実態把握に努め、各加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

- ② 福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足するよう人員を配置すること。社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めること。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

福祉事務所としての実施体制につきましては、現状では社会福祉法に定める標準数に対する現業員の配置が不足している状況でございますが、今後も引き続き人事部局に対し現業員の標準数の配置を求めてまいります。

有資格者の配置につきましては、平成29年度から3名の専門職を配置し、体制の強化に努めております。

4. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

- ① 住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会」を設置し、賃貸住宅の登録制度や改修・入居者への経済的支援などに取り組み、障害者をはじめ高齢者や低所得者など、住宅の確保に悩む人たちを支援すること。

【回答】（都市建設部住宅課 担当）

現在、本市におきましては、住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進や居住支援体制の整備促進を目的として、北海道のほか道内市町村、事業者団体、居住支援団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、消費者関係団体により構成される北海道居住支援協議会に構成員として参画しております。

今後も、関係部局と連携し、住宅確保要配慮者等に対する居住支援や民間賃貸住宅への円滑な入居に関する取組を進めてまいりたいと考えております。

- ② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市では、低所得の高齢者及び障がい者世帯に対し、冬季の生活支援として暖房費の一部を助成する「ぬくもり灯油事業」を、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、平成24年度から実施しております。今年度は周知用ポスターの掲示場所を増やす等の広報活動を強化し、必要とされている方に一人でも多く届けられるよう取り組んでおります。

また、除雪につきましては、高齢等により自ら除雪を行うことが困難な世帯を対象に、ボランティアの協力を得て玄関先の除雪を行う「雪かきボランティア事業」を平成24年度から実施しております。利用者及びボランティアの事業実施後アンケートを基に、地域が繋がるきっかけ作りの一つとなるように努めてまいります。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者世帯への支援に努めるとともに、必要に応じて国や北海道に対する財政支援の要望について検討してまいります。

(2) 公共交通・生活交通の確保

- ① 改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通計画につきましては、昨年度に市民アンケートや公共交通の利用状況調査等を実施し、課題整理を行い、今年度につきましては、年度内の計画策定に向けて、市内路線バスの再編に向けたシミュレーション作業等を進めているところです。

計画策定にあたっては、公共交通に関する学識経験者、各交通事業者、交通運輸労働組合、町内会を委員とする「苫小牧市公共交通協議会」の場で議論を行い、将来に向けた持続可能な公共交通ネットワークを形成し、地域の移動手段の確保に努めてまいります。

- ② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

ライドシェアや白タクにつきましては、バスやタクシー事業者が公共交通サービスを提供することが困難な交通空白地域に限り、特例的に認められておりますが、本市においては、交通空白地域に該当しないことから、現時点では導入する考えはございません。

また、利用者の安全確保につきましても、多くの課題があると認識しておりますので、その課題が解消されない限り、導入すべきではないと考えております。

(3) 防災ネットワークの構築

- ① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うこと。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

自然災害からの避難対策については、災害の種別ごとに防災計画・避難計画等を策定

し、これまでも出前講座などの場を活用し、ハザード等を住民に配布するなど啓発に努めてきたところです。

また、災害時における助け合い、いわゆる「共助」の取組は大変重要であると認識していることから、平成28年に設立されました苫小牧市自主防災組織連合会と連携し、組織間の情報共有を高めるとともに地域防災体制の強化に努めているところでございます。

防災会議への女性等の登用につきましては、本市では男女平等参画社会の実現に向けた取組を進めていることから、防災会議においても女性登用の取組を進めてきたところです。今後は様々な年齢層や障がい者の方の参画についても検討してまいります。

- ② 災害時に機能する信頼性の高い情報収集・伝達体制を構築すること。被害を低減させるための施設・装備を充実し、災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、防災行動計画の中にタイムラインを組み込み、各種ハザードマップの見直しを行うとともに、多発化・深刻化する気象災害や感染症対策、地震・火山災害の発災時に対応できる体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

防災行政無線のデジタル化に伴い、市内西部地域の一部に設置されていた屋外スピーカーを市内全域に拡充し、災害情報の発信・伝達強化の取組を現在進めております。

また、ハザードマップの見直しにつきましても、本年4月に国で示した日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定モデルに基づき、北海道が今後浸水想定を示すこととなっており、本市としてもその結果を踏まえたハザードマップを策定してまいります。

- ③ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

受援体制の整備につきましては、災害時において大変重要であるとの認識から、地域防災計画に受援に係る組織体制などを追記したほか、災害時における事務分掌においても新たに受援班を設けるなど、受援体制の構築を進めてきたところです。

(4) 災害時における要配慮者支援

- ① 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

平成30年の胆振東部地震での教訓を踏まえ、本年6月に避難所運営マニュアルの見直しを行い高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した環境整備のほか、外国人対応についても追記したところでございます。

今後は、新たに見直しを行った避難所運営マニュアルに基づき職員向けの研修等も実施するなど、さらなる要配慮者支援に努めてまいります。

- ② 病院、介護保険施設、居住系サービス、福祉施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画にもとづき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底すること。また、事業者が移動手段を確保できる体制整備を行うこと。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

福祉施設における避難計画等の策定支援として、国による説明会やガイドライン等の資料提供が行われてきているところですが、施設事業者の避難計画作成については、災害に関する専門的な知識や情報等が必要であると考えております。

これまでも、福祉施設等から市に直接御相談いただいていることから、施設の立地条件や避難環境に応じて、個別具体的に支援を継続してまいりたいと考えております。

- ③ 高齢者など避難行動要支援者に対する効果的な支援が実施できるよう、ケアマネージャーや介護サービス事業者等と連携して、個別計画を策定すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難行動要支援者への支援対策は、改正された災害対策基本法に基づき、市が避難行動要支援者名簿を作成し、町内会全体での説明会や個別の説明会、防災出前講座での説明等を実施しながら、要支援者個別の支援体制の整備を進めています。

今後も避難支援者となる町内会等での課題を共有するとともに、市の福祉部で実施しております高齢者世帯調査やケアマネージャー等との連携も視野に入れた要支援者対策を検討してまいります。

- ④ 福祉・介護施設等における災害時の対応力を高めるため、事業継続計画（BCP）の策定・運用・見直しを支援すること。BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

これまでも、福祉施設における避難計画等の策定について事業者から個別に御相談をいただいております。施設の立地条件等を勘案し災害リスク等について助言等を行ってきたところです。

福祉・介護施設等におけるBCPの策定に関しても、市の福祉部局と連携を図るとともに避難計画等と同様に個別具体的に助言・支援等を実施してまいります。

5. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改訂するとともに、当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をともなう教職員定数改善の早期実現及び、必要な予算の確保をはかるよう国に求めること。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

教職員定数の改善・充実に、国の新たな教職員定数改善計画の策定や定数措置の拡充などが必要であるため、引き続き北海道都市教委連等と連携しながら北海道に要望するとともに、北海道においても全国都道府県教育委員会連合会と連携しながら、国に要望しているところです。

- ② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行うこと。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

公立高校授業料無償化の所得制限の撤廃や国の奨学金制度の改善については、国等の今度の動向を注視するとともに、国への要求については関係機関との連携も視野に入れながら検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償については、本市育英会奨学金制度のほか、文部科学省や日本学生支援機構などで様々な支援を行っているため、周知に努めてまいります。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮すること。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

学校がまちづくりに関して重要な位置付けになるため、学校の統廃合に当たっては教育の観点のもとより福祉・防災などについては関係部署と協議の上、進めてまいります。

特に学校が地域の防災拠点となるため、統廃合を進める場合は危機管理室と協議を重ね、地域住民の不安を解消に努めてまいります。

- ② 小中学校の統廃合に当たっては、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から検討を行うこと。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

小中学校の統廃合に当たっては事前に関係者との協議を充分に行い、地域と連携していた上で、適切な学びの環境を維持できるよう努めてまいります。

- ③ 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数措置と複式学級解消に向けた定数措置を国に要請すること。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

少子化が進む中で、より多くの学校が児童・生徒一人ひとりを大切にし、きめ細かな指導をするためには、公立学校における教職員等の配置を改善し、教育の質向上を図る必要があることから、引き続き北海道都市教委連等と連携しながら北海道に要望してまいります。